

戸籍謄本等（相続関係）の原本返却を 希望される方へ

神戸家庭裁判所家事部

令和2年4月1日から、相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本等の返却を希望される場合の取扱いを以下のとおりとします。

- 1 相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本等（*1）の返却を希望される場合には、戸籍謄本等の提出の際、①原本返却申出書、②戸籍謄本等の原本、③その写し（*2）④原本返却用の封筒（切手を貼ったもの）又はレターパックを提出（送付）してください。
- 2 申出に基づき、職員が原本とその写しの内容が同一であることを確認した上で、後日、原本を返却させていただきます（*3）。

*1 返却の対象となるのは、相続関係を明らかにするために提出した戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、住民票（除票を含む。）、登記・登録事項証明書、相続分譲渡証書、相続分放棄証書などです。

*2 写しを作成する場合には、ふせん部分を含む原本のすべてのページを漏れなくコピーしてください。

*3 原本還付後に裁判官の交代があり、新たな裁判官や上訴後の裁判官から、再度原本の提示が求められることがあることをご了承ください。